

令和2年12月22日

三次市総務部総務課

---

---

## 職員の懲戒処分について

---

---

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 総務部 総務課 職員係（担当／桑田，加藤）

電話番号：0824-62-6105 FAX番号：0824-62-6137

E-mail：soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

# 職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

## 1 経過

本件は、令和2年3月27日（金）に公用車を運転中、不注意から前方の停止車両に気づかず追突し、運転者に全治10日間の傷害を負わせる人身事故を引き起こしたもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限、懲戒審査委員会」において審査を行い、市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

## 2 処分発令日

令和2年12月22日

## 3 対象職員及び処分内容等

### (1) 所属・職名等

水道局水道課 主査 （56歳・男性）

### (2) 処分の内容

戒告

### (3) 処分の理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、懲戒処分を定めた同法第29条第1項第1号（この法律に違反した場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当した。

## 4 その他

対象職員の上司については、管理監督責任があるとして市長から嚴重注意を行った。